

津幡町小規模工事等契約希望者登録要綱

平成18年1月16日

津幡町告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する小規模な工事及び修繕(以下「小規模工事等」という。)について、町内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が50万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

町税を滞納している者

津幡町財務規則(昭和60年津幡町規則第1号)第117条に基づく請負業者有資格者名簿に登載されている者

希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者

(登録申請の方法等)

第4条 契約希望者は、津幡町小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

町税の納税証明書又はこれに代わるもの

希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

その他町長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、西暦の偶数年(以下「登録年」という。)の5月1日から5月31日までとする。

(登録名簿への登載)

第5条 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。また、登録名簿は、一般にも公開するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は登録年の6月1日から2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかに津幡町小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

第3条各号に該当した場合

倒産又は破産した場合

契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 町長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積参加の機会を与えるよう努めるものとする。この場合において、第3条第2号に規定する者の選定を妨げないものとする。

(契約保証金)

第10条 登録名簿に登録された者との契約に際しては、津幡町財務規則第144条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。